

業績目標 1-4-1：適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施

〔適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者に対しては、的確な調査・行政指導を実施することにより誤りを是正します。〕

上記目標の概要	<p>適正申告の実現を図るため、有効な資料情報の収集を行うとともに、効果的・効率的な事務運営を推進し、申告が適正でないと認められる納税者に対して、的確な調査・行政指導を実施します。</p> <p>また、社会・経済状況の変化に的確に対応するため、グローバル化・デジタル化の進展などを背景とした新たな分野への対応を行います。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>業1-4-1-1： 有効な資料情報の収集 業1-4-1-2： 的確な調査事務の運営 業1-4-1-3： 社会・経済状況に対応した調査への取組 業1-4-1-4： 悪質な脱税者に対する査察調査の実施</p>
---------	--

業績目標1-4-1についての評価結果

業績目標についての評定	A 相当程度進展あり
-------------	------------

評定の理由

全ての施策の評定が「a 相当程度進展あり」であったことから、「A 相当程度進展あり」としました。

なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。

業績の分析

(必要性・有効性・効率性等)

適正申告の実現に向けて、有効な資料情報の収集に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者を的確に把握し、調査・行政指導により是正を図ってきました。

限られた人的資源等をバランスよく配分する観点から、大口・悪質な納税者に対する深度ある調査と、文書・電話等による簡易な接触を適切に組み合わせるほか、事案に応じた適切な調査体制の編成、的確な進行管理を行うことにより、効果的・効率的な調査事務運営を推進しました。

また、大法人の税務コンプライアンスの維持・向上には、税務に関するコーポレートガバナンス(用語集参照)の充実が重要であることから、その充実に向けた取組を推進しました。

施策	業 1-4-1-1： 有効な資料情報の収集
----	-----------------------

測定指標(定性的な指標)

測定指標(定性的な指標)	[主要]業 1-4-1-1-B-1： 有効な資料情報の収集	
--------------	-------------------------------	--

目標

目標	<p>法定資料(用語集参照)の適正な提出の確保を図るとともに、新たな資産運用手法や取引形態等に係る活用効果が高いと考えられる資料情報の収集に取り組みます。</p>	達成度
----	---	-----

(目標の設定の根拠)

目標	<p>法定資料の適正な提出の確保策を講じるとともに、社会・経済状況の変化に対応した活用効果が高いと考えられる資料情報の収集に取り組むことは、適正申告の実現や的確な調査・行政指導を実施するために重要であることから、目標として設定しています。</p>	達成度
----	---	-----

測定指標 (定性的な指標)	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(実績)</p> <p>法定資料の適正な提出の確保に取り組むとともに、社会・経済状況の変化に伴う新たな資産運用手法や取引形態等に着目し、活用効果が高いと考えられる資料情報を積極的に収集しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>法定資料については、提出義務者に対して、提出期限及び提出方法等の広報活動を行うとともに、未提出者に対して、提出義務の説明及び早期提出に向けた指導を行ったほか、必要に応じて法定監査を実施するなど、適正な提出の確保を図りました。</p> <p>また、法定資料のe-Tax、光ディスク等又はクラウド等による提出義務(電子的提出義務)の適正な履行を確保するため、新たに義務化の対象になると見込まれる提出義務者への事前の制度の周知・広報のほか、新たに義務化の対象になったものの適正に提出義務を履行していない者への指導等を実施しました。</p> <p>法定資料以外の資料情報(用語集参照)については、新たな資産運用手法や取引形態等に着目し、インターネット取引をはじめとした電子商取引やシェアリングエコノミー等新分野の経済活動(用語集参照)に関する資料情報など活用効果が高いと考えられる資料情報を積極的に収集しました。</p> <p>このように、法定資料の適正な提出の確保を図るとともに、社会・経済状況の変化に対応した活用効果が高いと考えられる資料情報の積極的な収集に取り組み、調査・行政指導において活用したことから、達成度は「○」としました。</p> <p>今後も、新たな資産運用手法や取引形態等に関する資料情報、インターネット取引をはじめとした電子商取引やシェアリングエコノミー等新分野の経済活動に関する資料情報などの積極的な収集及び効果的・効率的な活用について取り組んでまいります。</p>	○
	施策についての評定	a 相当程度進展あり	
評定の理由	測定指標の達成度は「○」であったものの、社会、経済状況の変化に伴う新たな資産運用手法や取引形態の把握に今後も取り組んでいく必要があることから、「a 相当程度進展あり」としました。		

業 1-4-1-1 に係る参考情報

参考指標 1 : 資料情報の収集枚数 (単位: 千枚)

事務年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
法定資料	369,755	434,863	466,057	513,527	N. A.
上記以外の資料	108,752	271,218	322,604	673,967	N. A.
合計	478,507	706,081	788,661	1,187,494	N. A.

(出所) 課税部課税総括課調

(注) 令和5事務年度の数値は、令和6年11月頃に確定するため、令和6事務年度実績評価書に掲載予定です。

参考指標 2 : 法定監査の実施状況

(単位：件)

事務年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度
不動産の使用料等	906	1,609	2,128	1,978
不動産の譲受けの対価	751	1,589	2,160	2,071
不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料	424	1,062	1,537	1,248
報酬、料金、契約金及び賞金	1,012	1,791	2,249	2,223
給与所得の源泉所得票	982	1,710	2,222	2,141
計	4,075	7,761	10,296	9,661

(出所) 課税部課税総括課調

(注) 令和5年度は暫定値です。

施策	業 1-4-1-2 : 的確な調査事務の運営						
測定指標 (定量的な指標)	[主要]業 1-4-1-2-A-1 : 調査関係事務の割合						(単位：%)
	事務年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	達成度
	目標値	65	65	65	65	65	○
	実績値	58.1	55.9	59.9	64.5	65.0	
	<p>(出所) 課税部課税総括課、消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課調</p> <p>(注1) 数値は、賦課事務(調査課分を除く。)に従事する職員の事務処理日数を事務の態様別に集計し、その合計日数のうち、調査関係事務に従事した日数の占める割合です。</p> <p>(注2) 「調査関係事務」とは、①実地調査(納税者の事業所等に臨場して帳簿書類等により申告内容を確認する事務)や、実地調査以外の調査(納税者に来署を依頼し帳簿書類等の提出を求めて申告内容を確認する事務)のほか、②行政指導として行う事務(提出された申告書に計算誤り等があるのではないかと思料される場合に自発的な見直しを要請する事務や、申告内容の確認等に活用する資料情報を任意で収集する事務等)などをいいます。</p>						
	<p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>的確な調査・行政指導を実施するため、必要な調査関係事務量が確保されているかを測定する指標として調査関係事務の割合を設定しています。目標値は、新型コロナウイルス感染症拡大前の過去の実績値等を踏まえ、65%としました。</p>						
	<p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>的確な調査・行政指導を実施するため、各種事務の見直しや内部事務のセンター化等の施策などにより、調査関係事務量を可能な限り確保しました。</p> <p>調査事務運営に当たっては、申告実績や資料情報等の各種データや事業実態等の分析等により、大口・悪質な納税者を的確に選定した上で、調査必要度の高い納税者に対して重点的に事務量を投下し、深度ある調査を実施しました。</p> <p>また、その他の納税者に対しては文書・電話等による簡易な接触により幅広く接触するなど、限られた人的資源等をバランスよく配分するとともに、事案に応じた適切な調査体制の編成、的確な進行管理を行うことにより、効果的・効率的な調査事務運営を推進しました。</p> <p>こうした取組により、調査関係事務の割合は65.0%となり、目標値に達したことから、達成度は「○」としました。</p>						

測定指標 (定量的な指標)	<p>今後も、各種事務の見直しや内部事務のセンター化等の施策を実施していくことにより調査事務量を確保し、更なる効果的・効率的な調査事務運営の実施を目指します。</p>						
	[主要]業 1-4-1-2-A-2：調査関係事務の割合（調査課分）						(単位：％)
	事務年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	達成度
	目標値	85	85	85	85	85	○
	実績値	85.4	85.5	86.1	86.4	86.4	
	<p>(出所) 調査査察部調査課調 (注1) 数値は、賦課事務（調査課分）に従事する職員の事務処理日数を事務の態様別に集計し、その合計日数のうち、調査関係事務に従事した日数の占める割合です。 (注2) 調査課は、調査課所管法人の申告等に係る相談・指導・調査を行っています。</p> <p>(目標値の設定の根拠) 的確な調査・行政指導を実施するため、必要な調査関係事務量が確保されているかを測定する指標として調査関係事務の割合を設定しています。目標値は、新型コロナウイルス感染症拡大前の過去の実績値等を踏まえ、85%としました。</p> <p>(目標の達成度の判定期由) 的確な調査・行政指導を実施するため、内部事務を効率化するなどにより、調査関係事務量を確保しました。こうした取組の結果、調査関係事務割合は86.4%となり、目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。 また、令和5事務年度においては、事案に応じた適切な調査体制の編成、的確な進行管理を行うことにより、効果的・効率的な調査事務運営を推進するとともに、納税者の理解と協力の下、Web会議システムやオンラインストレージサービス等のオンラインツールを活用した調査を実施するなど、的確な調査事務運営に取り組みました。 今後も、調査の重点化、オンラインツールの積極的な活用及び税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組をはじめとした協力的手法の推進を通じて、更なる効果的・効率的な事務運営の実施を目指します。</p>						
	業 1-4-1-2-B-1：効果的・効率的な調査事務運営の推進						
測定指標 (定性的な指標)	目標	<p>大口・悪質な不正計算が想定されるなどの調査必要度の高い納税者に対しては深度ある調査を実施しつつ、その他の納税者に対しては簡易な接触を幅広く実施することにより税務コンプライアンスの維持・向上を図るなど、最適な接触態様を選択し、効果的・効率的な調査事務運営を推進します。</p> <p>(目標の設定の根拠) 限られた事務量の下、適正・公平な課税を実現していくためには、調査必要度の高い納税者に対しては深度ある調査を実施しつつ、その他の納税者に対しては文書・電話等による簡易な接触を幅広く実施し、バランスのとれた事務量配分に配慮するとともに、事案に応じた適切な調査体制の編成、的確な進行管理を行うなど、効果的・効率的な調査事務運営の推進が重要です。目標の達成度はこのような観点も含めて評価することが適当であることから目標として設定しています。</p>					達成度
	実績及び目標の達成度の判定期由	<p>(実績) 大口・悪質な不正計算が想定されるなど、調査必要度の高い納税者には深度ある調査を実施する一方、その他の納税者には簡易な接触を的確に実施し、税務コンプライアンスの維持・向上を推進しました。</p>					○

測定指標 (定性的な指標)	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>国税当局が保有する資料情報等の各種データ及びA I等の分析・活用による的確な選定等を通じ、調査必要度の高い納税者に対して重点的に事務量を投下し、深度ある調査を実施しました。一方、文書・電話等により是正可能な納税者も的確に抽出した上で、簡易な接触により幅広く接触するなど、事案に応じた適切な接触態様を選択し、納税者の税務コンプライアンスの維持・向上を図りました。</p> <p>また、簡易な接触の実施に当たっては、業務センター室とも連携し、接触状況等の情報共有を図るなど、効率的な処理体制を構築し実施しました。</p> <p>このように、限られた人的資源等をバランスよく配分しながら、納税者に対し適切な接触態様を選択して接触し、納税者の税務コンプライアンスの維持・向上を推進するよう取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p> <p>今後も、納税者の税務コンプライアンスの維持・向上の観点も踏まえ、効果的・効率的な調査事務運営の推進に取り組んでまいります。</p>	
	業 1-4-1-2-B-2 : 大法人の税務コンプライアンスの維持・向上		
	目標	<p>大法人の税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた自発的な取組を推進するため、関係団体等における説明会を実施し、その充実を働き掛けるとともに、調査の際には、取組状況を的確に把握した上で経営責任者等と意見交換を実施するなど、各種取組を行います。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>各業界や地域経済に及ぼす影響が大きい大法人に対して、税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた自発的な取組を促進することは、適正・公平な課税の実現を図るために重要であり、目標の達成度はこのような観点も含めて評価することが適当であることから目標として設定しています。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(実績)</p> <p>関係団体等における説明会を実施するとともに、大法人の調査の機会を利用して、税務に関するコーポレートガバナンスの状況を確認した上、経営責任者等と意見交換を行うなど、その充実に向けた取組を推進しました。</p> <p>また、本取組により得られた内部体制の整備状況等の情報を調査必要度の判定に活用することにより、税務リスクに応じた的確な調査選定と適正な事務量配分を実践し、税務調査の効率化と適正・公平な課税の実現に取り組みました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>大法人の税務コンプライアンスの維持・向上には、的確な調査を行うほか、税務に関するコーポレートガバナンスの充実が重要であることから、関係団体等における説明会を実施し、その充実を働き掛けるとともに、調査の機会を利用して、税務に関するコーポレートガバナンスの状況を確認した上、調査終了時に経営責任者等と意見交換を行うなど、その充実に向けて取り組みました。</p> <p>このように、大法人の税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組を推進したことから、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評定		a 相当程度進展あり	

評定の理由

上記のとおり、全ての測定指標の達成度は「○」であったものの、的確な調査・行政指導を実施するためには、引き続き内部事務を効率化させ、調査関係事務量を確保した上で、更なる効果的・効率的な調査事務運営を実施していく必要があることから、「a 相当程度進展あり」としました。

業 1 - 4 - 1 - 2 に係る参考情報

参考指標 1：実地調査の件数及び追徴税額等 (単位：千件、億円)

事務年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
調査等の件数	343	119	186	278	270
非違があった件数	218	82	120	173	172
追徴税額	3,847	2,344	3,371	4,481	4,685

(出所) 課税部消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課調

(注1) 調査課が実施した調査等を除きます。

(注2) 令和5年度は暫定値です。

参考指標 2：所得税の実地調査による1件当たりの申告漏れ所得金額及び追徴税額 (単位：千円)

事務年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
所得金額	1,829	12,569	13,367	12,080	11,608
追徴税額	262	2,241	2,559	2,193	2,246

(出所) 課税部個人課税課調

(注) 令和5年度は暫定値です。

参考指標 3：相続税の実地調査による1件当たりの申告漏れ課税価格及び追徴税額 (単位：千円)

事務年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
課税価格	28,662	34,961	35,304	32,086	32,077
追徴税額	6,406	9,434	8,861	8,163	8,589

(出所) 課税部資産課税課調

(注) 令和5年度は暫定値です。

参考指標 4：法人税の実地調査による1件当たりの申告漏れ所得金額及び追徴税額 (単位：千円)

事務年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
所得金額	6,202	10,667	9,481	7,902	9,131
追徴税額	1,358	2,311	2,200	1,908	2,106

(出所) 課税部法人課税課調

(注1) 令和5年度は暫定値です。

(注2) 調査課が実施した調査を除きます。

参考指標 5：消費税の実地調査による1件当たりの追徴税額 (単位：千円)

事務年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
個人事業者	915	1,197	1,427	1,317	1,352
法人	687	1,976	1,476	1,473	1,453

(出所) 課税部個人課税課、法人課税課調
 (注1) 令和5年度は暫定値です。
 (注2) 調査課が実施した調査を除きます。

参考指標 6：調査課所管法人に係る実地調査の件数及び追徴税額等 (単位：件、億円)

事務年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
調査件数	4,437	2,618	2,423	3,434	3,491
非違があった件数	3,307	2,019	1,900	2,691	2,692
追徴税額	830	908	807	1,112	1,087

(出所) 調査査察部調査課調
 (注) 令和5年度は暫定値です。

参考指標 7：簡易な接触件数及び追徴税額 (単位：件、千円)

事務年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
接触件数	433,794	579,094	672,088	696,292	898,827
追徴税額	22,640,981	34,979,264	46,096,609	54,510,461	88,192,722

(出所) 長官官房企画課、課税部消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、調査査察部調査課調
 (注1) 令和5年度は暫定値です。
 (注2) 簡易な接触件数とは、文書・電話による行政指導や来署依頼による面接等により、納税者に対して申告額等の適否の確認や非違事項の是正を行った件数です。
 (注3) 数値は、業務センター室において実施した行政指導を含みます。
 なお、令和4年度以前の数値には、源泉所得税、消費税(個人)、酒税及び調査課が実施した簡易な接触は含まれていません。

参考指標 8：税務に関するコーポレートガバナンスの評価結果が「良好」と判定された法人数 (単位：社)

事務年度	令和3年度	4年度	5年度
対象法人数	27	31	30

(出所) 調査査察部調査課調
 (注) 令和5年度は暫定値です。

施策	業1-4-1-3：社会・経済状況に対応した調査への取組	
測定指標(定性的な指標)	[主要]業1-4-1-3-B-1：大口・悪質な不正事案等への的確な対応	
	目標	<p>大口・悪質な不正事案等に対して、的確な調査等を行います。</p> <p>(目標の設定の根拠) 高額な所得が見込まれるにもかかわらず申告額が少ないと認められる納税者、申告義務があるにもかかわらず申告書を提出していない納税者の存在は、自主的に適正な申告・納税を行っている納税者に強い不公平感をもたらすこととなります。このような納税者に対する的確な調査等を行うことは、適正・公平な課税の実現を図るために重要であることから目標として設定しています。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(実績) 大口・悪質な不正事案等に対して、その事案等に応じた適切な調査体制を編成し、必要な日数を確保した上で積極的に調査を実施しました。</p>
	達成度	○

測定指標 (定性的な指標)	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>広域的に事業展開する納税者や複数税目に関係する納税者で課税上問題があると見込まれる者、常習的に不正を繰り返す調査困難な納税者に対しては、実態を十分に把握した上で、その実態に応じた適切な調査体制を編成し、積極的に調査を行いました。</p> <p>特に、消費税還付申告については、不正な還付を受けようとする事案への対応として、国税局統括国税実査官や税務署消費税専門官など、消費税調査を専門に担当する部署等の設置や定員を増員し、組織体制を充実させて積極的に調査を実施しました。</p> <p>また、無申告事案については、有効な資料情報の収集や既存資料の活用を図ることなどにより、その把握に努めるとともに、調査の必要性が高いと認められる事案に対しては、時機を失することなく積極的に調査に取り組むことで、的確かつ厳正な課税処理を実施しました。</p> <p>このように、大口・悪質な不正事案等に対して、必要な日数を確保した上で、積極的に調査に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p> <p>今後も、適正かつ公平な課税を実現するため、引き続き、内部事務の効率化を図り更なる調査事務量の確保に努めるとともに、積極的な調査の実施を目指します。</p>	
	[主要]業 1-4-1-3-B-2 : 国際化や新分野の経済活動への的確な対応		
	目標	<p>国際化やシェアリングエコノミー等新分野の経済活動などの進展に伴い、複雑・多様化する事案に対して、的確な調査等を行います。</p> <p>また、職員の国際課税等に係る調査能力向上のための取組を実施します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>国際取引やシェアリングエコノミー等新分野の経済活動などの進展に伴い、複雑・多様化する事案に対して、国税局と税務署の関係部署が一体となって組織横断的な情報収集・実態解明等を実施し、的確かつ深度ある調査等を行うことは、適正・公平な課税の実現を図るために重要であることから目標として設定しています。</p>	達成度
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(実績)</p> <p>取引実態の把握が困難な国際取引やシェアリングエコノミー等新分野の経済活動などについて、組織横断的な情報収集や実態解明等を実施し、積極的に調査を実施しました。</p> <p>また、職員の国際課税等に係る調査能力の向上を図るため、研修の実施や調査指導を行いました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>国際化の進展への対応としては、資料情報の収集を組織横断的に行うとともに、調査部署において国外送金等調書や租税条約(用語集参照)等に基づく情報交換制度などを効果的に活用するなど、深度ある調査に取り組む、厳正に対処しました。その際、審理担当部局を含めた関係部署が一体となって、課税上の問題を多角的な視点から幅広く検討しました。</p> <p>特に、各国の税制や租税条約の違いを巧みに利用して租税負担を軽減する国際的な租税回避に対しては、関東信越、東京、名古屋及び大阪国税局に設置した統括国税実査官及び国際調査課等が中心的役割を果たし、組織横断的な情報収集、実態解明等を実施しました。</p> <p>共通報告基準(CRS: Common Reporting Standard)(用語集参照)に基づき諸外国の税務当局から受領した日本人居住者の金融口座情報</p>	○	

測定指標（定性的な指標）	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(CRS情報)については、国外送金等調書や国外財産調書といった各種法定資料や既に保有している法定資料以外の資料情報と併せて分析を行い、海外取引や海外保有資産を的確に把握しました。</p> <p>その上で、課税上問題があると見込まれる納税者を把握した場合には、積極的に調査等を実施しました。</p> <p>富裕層への対応については、国外財産調書・財産債務調書などの各種法定資料やCRS情報などの租税条約等に基づく情報交換により得られる情報を積極的に分析・活用し、必要に応じて、複数税目の観点から、関係する個人・法人を含めて包括的に分析・検討しました。</p> <p>その上で、必要に応じて連携調査を実施するなど組織横断的な調査体制を編成し、積極的に調査を実施しました。</p> <p>また、移転価格税制（用語集参照）については、より効果的・効率的な執行の観点から事務運営の見直し及び一定の調査中の事案に係る進捗管理を行う等、的確な執行に取り組みました。</p> <p>さらに、事前確認（用語集参照）については、より円滑に処理が行われるよう審査部局と相互協議（用語集参照）部局の連携を緊密に行うなど事務の効率化等に取り組みました。</p> <p>デジタル化やその進展に伴い拡大するインターネット取引をはじめとした電子商取引やその他シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に的確に対応していくために、電子商取引専門調査チームを中心として組織横断的に国税局と税務署の関係部署が一体となり、資料情報の収集に取り組みました。</p> <p>その上で、課税上問題があると見込まれる納税者を的確に把握し、積極的に調査等に取り組みました。</p> <p>職員の調査能力の向上を図るため、国際課税に関しては、税務大学校において関係する法規などの研修や税目ごとの国際実務研修を実施したほか、税務署国際税務専門官による税務署職員への調査指導などを行いました。</p> <p>デジタル化に関しては、先端領域における電子商取引の実態把握及び調査手法の開発を行い、これらの情報を積極的に提供するほか、専門的知識及び技術の習得に関する研修を実施するなどして、職員全体の能力向上を図りました。</p> <p>このように、国際取引やシェアリングエコノミー等新分野の経済活動などについて、組織横断的な情報収集や実態解明等を実施し、積極的に調査等に取り組むとともに、職員の能力向上にも努めたことから、達成度は「○」としました。</p> <p>今後も、国際化及びデジタル化の急速な進展に的確に対応するために、引き続き、組織横断的な情報収集や実態解明等を実施し、積極的に調査等に取り組むとともに職員の調査能力の向上を図ります。</p>	
	施策についての評定	a 相当程度進展あり	
評定の理由	測定指標の達成度は「○」であったものの、社会・経済状況の変化に対応した調査等に一層的確に取り組む必要があることから、「a 相当程度進展あり」としました。		

業 1-4-1-3に係る参考情報

参考指標 1：無申告事案の实地調査による 1 件当たりの追徴税額（所得税・相続税・法人税・消費税）

（単位：万円）

事務年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	
所得税	237	292	497	429	417	
相続税	897	1,321	1,293	1,570	1,787	
法人税	325	363	611	581	652	
消費税	個人	192	227	245	260	274
	法人	351	937	673	770	697

（出所）課税部個人課税課、資産課税課、法人課税課調

（注 1）調査課が実施した調査を含みます。

（注 2）令和 5 年度は暫定値です。

参考指標 2：消費税還付申告法人に対する实地調査による追徴税額

（単位：億円）

事務年度	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
追徴税額	219	372	563	390
不正還付分	34	111	138	81

（出所）課税部法人課税課調

（注 1）調査課が実施した調査を含みます。

（注 2）令和 5 年度は暫定値です。

参考指標 3：富裕層に係る实地調査による申告漏れ所得金額

（単位：億円）

事務年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
所得金額	789	487	839	980	655

（出所）課税部個人課税課調

（注）令和 5 年度は暫定値です。

参考指標 4：海外取引を行っている者に係る实地調査による申告漏れ所得金額（所得税）

（単位：億円）

事務年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
所得金額	948	486	754	1,036	663

（出所）課税部個人課税課調

（注）令和 5 年度は暫定値です。

参考指標 5：海外資産に係る实地調査による申告漏れ課税価格（相続税）

（単位：億円）

事務年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
課税価格	77	30	56	70	62

（出所）課税部資産課税課調

（注）令和 5 年度は暫定値です。

参考指標 6：海外取引等に係る实地調査による申告漏れ所得金額（法人税）

（単位：億円）

事務年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
所得金額	2,411	1,530	1,611	2,259	2,870

（出所）課税部法人課税課、調査査察部調査課調

(注1) 調査課が実施した調査を含みます。

(注2) 令和5年度は暫定値です。

**参考指標 7：シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に係る
実地調査による申告漏れ所得金額**

(単位：億円)

事務年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
所得金額	237	201	278	389	304

(出所) 課税部個人課税課調

(注1) 令和5年度は暫定値です。

(注2) 令和元年度は、「インターネット取引を行っている個人に係る申告漏れ所得金額」です。

施策	業1-4-1-4：悪質な脱税者に対する査察調査の実施	
測定指標 (定性的な指標)	[主要]業1-4-1-4-B-1：悪質な脱税者に対する査察調査の的確な実施	
	目標	<p>社会的に非難されるべき悪質な脱税者に対しては、厳正な査察調査を実施し、検察当局との連携も図りながら、刑事訴追を求めます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>組織力を発揮した効果的・効率的な事務運営に努めるとともに、重点事案^(注)の積極的な立件・処理に取り組むことによって、悪質な脱税者に対し刑事責任を追及することは、その一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現を図るために重要であることから目標として設定しています。</p> <p>(注) 重点事案とは、消費税事案、無申告事案、国際事案及びその他社会的波及効果が高いと見込まれる事案をいいます。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(実績)</p> <p>査察制度の目的に鑑み、関係各部及び検察当局等と連携し、重点事案について積極的に取り組み、悪質な脱税者に対して厳正な査察調査を実施しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>関係各部及び検察当局等と連携し、消費税事案では、同一の高級腕時計のシリアルナンバーや不正に入手したパスポートの写しを用いて書類を偽造することで、架空の課税仕入れ及び架空の輸出免税売上を計上していた事案や、コンビニエンスストアで販売していた免税商品について、虚偽のパスポート情報を用いることで、架空の輸出免税売上を計上していた事案などの不正受還付事案を告発したほか、アフィリエイト事業により収入を得ていたにもかかわらず、虚偽のコンサルティング契約書を準備するなどして所得を隠匿した上で、確定申告書を提出していなかった事案などの無申告事案、脱税のために虚偽の経費を計上するスキームを節税とうたって、広く納税者に利用させていた脱税請負人事案や、違法な方法で未公開株式を売却して得た収入を海外法人の収入と偽っていた大規模な事案など、社会的波及効果が高い事案を告発したことから、達成度は「○」としました。</p> <p>しかしながら、近年においては、経済取引の一層の複雑化・広域化や経済社会のデジタル化・国際化等に伴い、脱税手段も複雑・巧妙化しており、告発に向けた証拠収集が困難化するなど、査察を取り巻く環境は厳しい状況にあります。</p> <p>そのような状況に対して、各種情報に係るデータを活用した事案の発掘</p>

		に積極的に取り組んだほか、デジタルフォレンジック技術を活用した電磁的記録等の証拠保全及び解析や、租税条約等に基づく外国税務当局との情報交換制度の活用により不正資金の解明を行うなどの確に対応しました。 引き続き、社会的非難に値する悪質な脱税者へのより一層厳正・的確な査察調査に取り組んでまいります。	
施策についての評定		a 相当程度進展あり	
評定の理由	測定指標の達成度は「○」であったものの、査察を取り巻く厳しい環境の下、経済社会情勢の変化にも的確に対応し、悪質な脱税者に対してより一層厳正・的確な査察調査を実現する必要があることから、「a 相当程度進展あり」としました。		

業 1 - 4 - 1 - 4 に係る参考情報

参考指標 1：査察調査の件数等

(単位：件、億円)

会計年度		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
処理	件数	165	113	103	139	151
	脱税額	120	91	102	128	120
告発	件数	116	83	75	103	101
	脱税額	93	69	61	100	89

(出所) 報道発表資料 (令和6年6月 調査査察部査察課)

(https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2024/sasatsu/r05_sasatsu.pdf)

参考指標 2：税目別告発事件の件数等

(単位：件、%)

会計年度		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
所得税	件数	17	8	9	19	14
	割合	15	10	12	18	14
法人税	件数	64	55	43	47	59
	割合	55	66	57	46	58
相続税	件数	0	0	0	2	1
	割合	0	0	0	2	1
消費税	件数	32	18	21	34	27
	割合	27	22	28	33	27
源泉 所得税	件数	3	2	2	1	0
	割合	3	2	3	1	0
合 計	件数	116	83	75	103	101
	割合	100	100	100	100	100

(出所) 報道発表資料 (令和6年6月 調査査察部査察課)

(https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2024/sasatsu/r05_sasatsu.pdf)

参考指標 3：税目別告発事件の1件当たりの脱税額 (単位：百万円)

会計年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
所得税	95	111	87	128	87
法人税	88	70	82	91	97
相続税	0	0	0	144	152
消費税	62	113	79	89	68
源泉所得税	19	92	61	22	0
1件当たり平均	80	83	81	97	88

(出所) 報道発表資料 (令和6年6月 調査査察部査察課) 及び調査査察部査察課調
https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2024/sasatsu/r05_sasatsu.pdf

参考指標 4：重点事案の告発件数 (単位：件)

会計年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
消費税事案	内11 32	内9 18	内9 21	内16 34	内16 27
無申告事案	27	13	16	15	16
国際事案	25	27	17	25	23

(出所) 報道発表資料 (令和6年6月 調査査察部査察課) 及び調査査察部査察課調
https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2024/sasatsu/r05_sasatsu.pdf

(注) 消費税事案の内書は、消費税不正受還付事案の件数を表示しています。

評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。</p> <p>(業1-4-1-1：有効な資料情報の収集) 法定資料の適正な提出を確保するため、提出義務者に対する提出義務の周知や未提出者に対する法定監査等を実施します。また、法定資料以外の資料情報については、近年の経済取引のグローバル化・デジタル化等の進展や不正形態の変化に着目し、新たな資産運用手法や取引形態等を把握するため、シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に関する情報などの資料情報の収集に積極的に取り組みます。</p> <p>(業1-4-1-2：的確な調査事務の運営) デジタル化の推進や内部事務のセンター化等の施策を実施することにより、可能な限り調査事務量を確保するとともに、深度ある税務調査と文書・電話等による簡易な接触を適切に組み合わせることで実施することにより、効果的・効率的な事務運営の推進に取り組みます。</p> <p>(業1-4-1-3：社会・経済状況に対応した調査への取組) 大口・悪質な不正事案等に対して、適切な調査体制を編成し、的確かつ深度ある調査を実施します。 また、国際取引や電子商取引など複雑・多様化する事案に対して、組織横断的な情報収集・実態解明等を実施し、的確かつ深度ある調査に取り組みます。</p> <p>(業1-4-1-4：悪質な脱税者に対する査察調査の実施) 現下の経済社会情勢も踏まえつつ、社会的に非難されるべき悪質な脱税者に対して、検察当局との連携を図り、厳正な査察調査の実施に努めます。</p>
---------	---

財務省政策評価懇談会における意見	<p>○ デジタル化が進むことで内部での業務が整理され、職員の方が実地調査にかかる時間を増やすことが可能なのではないか。これからは、実地調査がしっかり増加しているというような数字も出していただきたい。[再掲：業績目標 1-2-2 デ</p>
------------------	--

	デジタルの活用による業務の効率化・高度化]		
実績目標に関連する 施政方針演説等内閣 の主な重要施策	該当なし		
実績評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報	国税庁レポート 2024（令和6年6月国税庁）、令和5年度査察の概要（令和6年6月国税庁）		
前事務年度実績評価 結果の施策への反映 状況	<p>（業1-4-1-1：有効な資料情報の収集） 法定資料の適正な提出を確保するため、提出義務者に対する提出義務の周知や未提出者に対する法定監査等を実施しました。また、法定資料以外の資料情報については、近年の経済取引のグローバル化・デジタル化等の進展や不正形態の変化に着目し、新たな資産運用手法や取引形態等を把握するため、シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に関する情報などの資料情報の収集に積極的に取り組みました。</p> <p>（業1-4-1-2：的確な調査事務の運営） デジタル化の推進や内部事務のセンター化等の施策を実施することにより、可能な限り調査事務量を確保するとともに、深度ある税務調査と文書・電話等による簡易な接触を適切に組み合わせて実施することにより、効果的・効率的な事務運営の推進に取り組みました。</p> <p>（業1-4-1-3：社会・経済状況に対応した調査への取組） 大口・悪質な不正事案等に対して、適切な調査体制を編成し、的確かつ深度ある調査を実施しました。 また、国際取引や電子商取引など複雑・多様化する事案に対して、組織横断的な情報収集・実態解明等を実施し、的確かつ深度ある調査に取り組みました。</p> <p>（業1-4-1-4：悪質な脱税者に対する査察調査の実施） 現下の経済社会情勢も踏まえつつ、社会的に非難されるべき悪質な脱税者に対して、検察当局との連携を図り、厳正な査察調査の実施に努めました。</p>		
担当部局等	長官官房（企画課）、課税部（課税総括課、消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課）、調査査察部（調査課、査察課）	実績評価実施時期	令和6年10月